

令和7年 第6回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和7年7月30日（水） 14時55分 から 16時15分

2. 開催場所 東神楽町複合施設はなのわ2階201号室

3. 出席委員 12名

会長	12番	島田 謹介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	7番	北山 秀雄
	8番	前田 哲也
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

4. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について
- 第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の利用状況報告について
- 第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請及び認可公告について
- 第7 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 第8 議案第5号 あっせん委員の指名について
- 第9 その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	熊谷 俊輔
主査	宮原 健太
主査	河内 大輝

開会

事務局長	只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和7年東神楽町農業委員会第6回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読します。ご起立願います。今日は5番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、農業者の期待と信頼に応え、新時代をひらく農政活動に努めます。ご着席下さい。それでは会長からご挨拶をいただきます。
------	---

あいさつ

会長	はい。皆さん、こんにちは。東神楽町農業委員会第5回通算753回総会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、大変忙しい中、全員の出席をいただきまして誠にありがとうございます。前回農業委員会終了から今日まで非常にめまぐるしく変わってきました。まずは、参議院選挙があり、今後国政の方がどのように変わっていくかということもありますし、アメリカ関税により農業にどのような影響が出てくるのか心配なところではあります。また本日は、太平洋側で津波警報が出たりと様々なことがありました。また本当に暑い日が続いています。一昨年も暑かった記憶がありますが、6月末から30度超えの日も多く農作物にも影響が出てきているのが気になるところではあります。本日、案件は多くありませんが慎重審議よろしく願います。
----	---

会議録署名委員の指名について

会長	それでは議事に入ります。日程第1会議録署名委員の指名について、6番伴野竜太委員、7番北山委員、よろしくお願いいたします。
----	--

【報告】農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局よりお願いします。
河内主査	はい。前回総会以降における農業委員会の概況について報告いたします。7月7日、壘田碑記念式典へ島田会長、伴野代理に出席いただいております。7月8日、あっせん委員会を開催し伴野代理、伊藤農地部長、安藤委員に出席いただきました。以上です。
会長	ありがとうございました。

【報告】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	続きまして日程第3報告第2号農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について事務局より説明お願いいたします。
河内主査	はい。今回は1件あがっております。前年度より変更点もなく、報告書類により農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしていることを報告させていただきます。以上です。
会長	ありがとうございました。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知

会長	続きまして、日程第4議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。
河内主査	はい。今回は3件ございます。1番。所在〇〇。地番〇〇-〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積8,173㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては、令和7年7月8日。土地の引渡日については、令和7年7月30日となっております。こちら、合意解約となっております、解約の事由といたしましては、このあとの議案第3号で審議しますが、公社へ売買するためとなっております。当初契約期間、令和4年7月29日及び令和8年11月30日までの強化法で結ばれたものを解約するものとなっております。今月8日に開催されましたあっせん委員会におきまして、〇〇さんが貸付タイプの売買により譲り受ける予定となっております。手続きとしましては、合意解約の後、公社が〇〇さんから買い入れ、公社における所有権移転登記後に公社が〇〇さんに貸し付けを行います、一連の手続きの間も〇〇さんが耕作を継続されます。2番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。総面積4,112㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては、令和7年7月18日。土地の引渡日については、令和7年8月31日となっております。こちらも合意解約となっております、解約の事由といたしましては、隣接する農地を所有、耕作している〇〇へ貸し替えるためということとなっております。当初契約期間、令和3年12月1日及び令和8年11月30日までの強化法で結ばれたものを解約するものとなっております。3番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積45,864㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては、令和7年6月20日。土地の引渡日については、令和7年11月30日となっております。こちらも合意解約となっております、解約の事由といたしましては、耕作地の整理のためということとなっております。当初契約期間、令和4年6月30日及び令和9年11月30日までの強化法で結ばれたものを解約するものとなっております。以上です。
会長	はい。ありがとうございます。農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約と致します。

【議案】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	続きまして、日程第5議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明願います。
宮原主査	はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。今月1件あがってきております。番号1。所有権移転となります。売主〇〇さん。買主〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積が225㎡。買主の経営状況につきましては、耕作している農地はありませんが、今後当該農地を管理していくのは2名であります。対価は10,000円。申請理由は、宅地に隣接する小規模農地を取得し、自家消費作物を耕作するためであります。地番図につきましては8ページになります。以上です。
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	ただいま事務局から説明していただいたとおりであります、補足いたします。この件につきましては2年前まで〇〇さんの〇〇さんが住んでいましたが、一緒に暮らすということで空き家にな

	っていたところであります。その後、〇〇さんが相続をされ、今回の農地も含め売買することとなりました。今回購入された〇〇さんですが、宅地についてはその一部を自分で飼われている犬のためのドッグランに使用するとうかがっています。農地については、アスパラを植えられ周辺農地への影響も考慮したうえで管理されるということです。特段問題ないかと思いますが慎重審議よろしく願いいたします。
会長	ただいま担当委員から説明ありましたが、この件に関しまして、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。

【議案】農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請及び認可公告について

会長	続きまして日程第6議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請及び認可公告について、事務局より説明願います。
河内主査	はい。今回、所有権移転が1件、利用権設定の新規案件が4件となっております。9番。所有権の移転を受ける者、北海道農業公社。所有権の移転をする者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が8,173㎡。こちら売買となっております。対価の支払い期限は令和7年8月31日となっております。売買価格につきましては3,321,000円。反当価格は450,000円となっております。こちら農地売買等事業に係る公社買入の案件となっております。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	事務局の説明があったとおりであります。現在耕作されているのは〇〇さんでございます。国営により大きな1枚の圃場になっていまして、その半分ずつを〇〇さん、〇〇さんで所有されている形でありましたが、今回、〇〇さんへといった案件であります。〇〇さんにおかれましては、〇〇さんもおられ何ら問題ないかと思います。慎重審議よろしく願いいたします。
会長	ただいま担当委員から説明ありましたが、この件に関しまして、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長代理	会議規則15条の規定により〇〇の退席を求めます。それでは、番号10・11、続けて事務局よりお願いします。
河内主査	利用権設定新規案件です。10番。利用権の設定を受ける者、北海道農業公社。利用権の設定をする者、〇〇さん。以下、11番と同じ内容となります。所在〇〇、地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。総面積が2,521㎡。こちら農地中間管理権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定期間につきましては、認可日から令和11年11月30日までの5年間となっております。賃貸料は21,000円で、反当価格は10,000円となっております。11番。利用権の設定を受ける者、〇〇。利用権の設定をする者、北海道農業公社。所在以下は10番と同じ内容です。以上です。
会長代理	担当、伊藤委員
伊藤委員	ただいま事務局の説明があったとおりでございますが、他の農地については賃貸をしていたので

	すが、ハウス部分のみ残っていたところを今回、賃貸をかけるものです。現状使われていないこともあり、田ではありますが水の張れない状態、国営受益地にも入っていないということもあり、耕作者がなかなか見つからない中、今回〇〇で受けてもらうことになりました。〇〇もおられ、地区を担う方でもあります。問題なからうかと思いますが慎重審議よろしく願いいたします。
会長代理	ただいま担当委員から説明ありましたが、この件に関しまして、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長代理	それでは決定します。
会長代理	続きまして番号１２・１３。会議規則１５条の規定により、〇〇の退席を求めます。
河内主査	利用権設定新規案件です。１２番。利用権の設定を受ける者、北海道農業公社。利用権の設定をする者、〇〇さん。以下、１３番と同じ内容となります。所在〇〇、地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか３筆。総面積が３，７８７㎡。こちらも農地中間管理権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定期間につきましては、認可日から令和９年１１月３０日までの３年間となっております。賃貸料は地番〇〇-〇〇が７，０００円、他の３筆は〇〇の鉄塔が建っている影響から５，０００円となっております。１４番。利用権の設定を受ける者、〇〇さん。利用権の設定をする者、北海道農業公社。所在以下は１２番と同じ内容です。以上です。
会長	担当、前田委員
前田委員	ただいま説明があったとおりでございますが、私の方から補足をさせていただきます。圃場の図面を見ていただきますと赤枠が２つございます。その真ん中に宅地があるのですが、ここを〇〇さんが取得しました。このことにより、〇〇さんが圃場へ入りづらくなったところもあるのですが、〇〇さんより売買をして欲しいとの話しがありました。しかしながら鉄塔側については、分筆をしなければ売買ということにはならないため、分筆が完了するまで賃貸契約をとという話しになりました。慎重審議よろしく願いいたします。
会長	ただいま担当委員から説明ありましたが、この件に関しまして、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。私からなのですが、ここは国営受益地に入っているのでしょうか。万が一、今後計画に同意をされないといったようなことがあった際に、近隣への影響が出てこないか懸念されるところだと思うのですが。どうでしょうか。
伊藤委員	畑なので大きな影響はないのでは。取得することによって、自分の宅地に寄せるといったことも考えているのではないのでしょうか。
会長	分かりました。他に何かありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。

【議案】農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

会長	続きまして、日程第７議案第４号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局より説明願います。
事務局長	日程第７議案第４号東神楽町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明いたします。本件は、令和元年に全国で発生した農業委員の不祥事を受け、全国農業委員会会長代表者集会にお

	いて決議された農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせの趣旨に則り、各農業委員会の総会においても綱紀粛正の徹底を図る取り組みの確認を求められております。私が決議案を読み上げますので、その内容についてご審議願います。東神楽町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議、私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。１、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第３１条の議事参与の制限、同第３３条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。２、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和７年７月３０日東神楽町農業委員会。以上です。
会長	ただいま局長から説明ありましたが、この議決案の内容につきまして皆さまの方から何かありますか。決議してよろしいですか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決議いたします。

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	続きまして、日程第８議案第５号あっせん委員の指名について事務局より説明願います。
河内主査	はい。申し出のありました案件について説明いたします。２番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか２１筆。総面積５４，３５３㎡となっております。３番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか２筆。総面積１１，７４９㎡となっております。いずれも農振農用地区域内で、申し出の理由は売買です。以上です。
会長	それでは、あっせん委員の指名については会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	それでは指名いたします。番号２、伴野代理、伊藤農地部会長、栗本委員、西村委員。番号３、伴野代理、伊藤農地部会長、蒔田委員、北山委員。以上、よろしくお願いします。

【その他】

会長	続きまして日程第９その他についてお願いいたします。
事務局	①１０月総会以降の日程について ②令和７年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について ③新規就農希望者について